平成２２年（フ）第１５４５号
神奈川県茅ヶ崎市香川４丁目13番６号
破産者　郡司　知一
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６６２号
横浜市青葉区荏田北２丁目13番地17　フェニックス市ケ尾Ａ―205
破産者　齋藤　貴靖
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４０号
新潟県村上市緑町３丁目３番13号
破産者　河内　邦彦
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第６０号
新潟県阿賀野市保田3155番地
破産者　清野　幸夫
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第１９７号
宮崎市大字恒久1747番地９
破産者　杉田　純子
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２１年（フ）第７１２６号
大阪市中央区博労町１丁目４番10号
破産者　平和眼鏡光器株式会社
1　破産債権の届出期間　平成23年２月14日まで
2　一般調査期日　平成23年３月22日午後４時
平成23年１月12日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０００号
大阪府寝屋川市楠根南町27番６号
破産者　氏川ひとみ
1　破産債権の届出期間　平成23年２月15日まで
2　一般調査期日　平成23年３月10日午後３時30分
平成23年１月11日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４８５号
大阪市住之江区中加賀屋３丁目11番17―202号
破産者　有限会社鈴木建設
1　破産債権の届出期間　平成23年２月17日まで
2　一般調査期日　平成23年３月17日午後３時30分
平成23年１月11日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第８１５０号
兵庫県伊丹市瑞穂町６丁目53番地
破産者　リコー建設株式会社
1　破産債権の届出期間　平成23年２月28日まで
2　一般調査期日　平成23年４月19日午後１時30分
平成23年１月11日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第８１５１号
兵庫県伊丹市瑞穂町６丁目53番地
破産者　株式会社Ｒ・Ｍ・Ｃ
1　破産債権の届出期間　平成23年２月28日まで
2　一般調査期日　平成23年４月19日午後１時30分
平成23年１月11日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第８１５２号
大阪府池田市西本町６番17号グランドール佐藤401号、開始決定時の住所大阪府池田市渋谷３丁目10番３号
破産者　古平　千学
1　破産債権の届出期間　平成23年２月28日まで
2　一般調査期日　平成23年４月19日午後１時30分
平成23年１月11日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２０年（フ）第９１号
長崎県佐世保市卸本町21番３号
破産者　株式会社大伍
1　期日　平成23年２月18日午後１時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年１月11日
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２０年（フ）第１４５８号
京都府京田辺市大住ケ丘２丁目18番地２、開始決定時の住所奈良県宇陀市榛原区高萩台75番地507号
破産者　永井　政一
1　期日　平成23年２月25日午後２時15分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年１月11日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７号
愛媛県今治市別宮町３丁目７番地２、開始決定時の住所愛媛県今治市泉川町２丁目４番42号
破産者　黒瀬建設こと　黒瀬　清貴
1　期日　平成23年３月14日午後３時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年１月12日　松山地方裁判所今治支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第１１５号
山口県熊毛郡平生町大字平生町560番地
破産者　株式会社平生貨物
異議申述期間　平成23年２月21日まで
平成23年１月12日　山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第５４４号
熊本県鹿本郡植木町岩野16番地１
破産者　株式会社あとっぷ
異議申述期間　平成23年３月11日まで
平成23年１月11日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１１７７号
熊本県宇土市松山町4390番地６
破産者　岩本　好浩
異議申述期間　平成23年３月11日まで
平成23年１月11日
熊本地方裁判所民事第１部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第６９５１号
大阪府和泉市黒鳥町２丁目１番７号
破産者　奥村　善勇
免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
平成23年１月11日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９５３号
大阪府和泉市黒鳥町２丁目１番７号
破産者　奥村　貴之
免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
平成23年１月11日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

平成２２年（ヒ）第１０号
群馬県高崎市矢島町160番地４
清算株式会社　群馬食品株式会社
代表清算人　中田　正男
1　決定年月日　平成23年１月11日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
前橋地方裁判所高崎支部